

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成16年3月から同年5月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、平成16年12月から18年7月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月1日から同年6月21日まで
② 平成16年12月1日から18年8月1日まで

私は、A社に勤務していた期間のうちの申立期間①及びB社に勤務していた期間のうちの申立期間②について、当該各期間の前後と業務内容に変化は無く、同額の給与を受けていたにもかかわらず、厚生年金保険の標準報酬月額の等級は著しく下がっている。この件に関して、当時、会社からは何も通知を受けていなかった。納得できないので、標準報酬月額記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、平成16年3月の随時改定により36万円から17万円に減額されていることが確認できるとともに、申立人以外の被保険者13人全員についても、同年3月の随時改定により標準報酬月額が減額されていることが確認できる。

また、A社に係る滞納処分票において、申立期間①当時、当該事業所の社

会保険料の納付が遅延していた旨、並びに平成16年3月に当該事業所の社会保険担当者及び顧問社会保険労務士が社会保険事務所(当時)に従業員に係る平成16年3月の月額変更届を提出した旨の記載が確認できる。

しかし、上記13人のうち、申立期間①に係る給与明細書を所持している6人については、当該期間の標準報酬月額が当該給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額よりも低額となっており、おおむね随時改定前の標準報酬月額に見合う保険料が控除されていることが確認できる上、6人全員が「申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額は、給与額及び厚生年金保険料控除額に比べ、低額になっている。」と述べており、当該随時改定は実態に則したものでなかったことがうかがえる。

また、上記6人の元同僚のうち、申立人と同年齢で同一職種に就いていた元同僚については、平成16年3月の随時改定により、標準報酬月額が38万円から18万円に減額されているところ、当該元同僚が所持する給与明細書により確認できる給与支給額及び保険料控除額は当該随時改定前の38万円の標準報酬月額に見合う金額であることが確認できる上、申立人は、「申立期間①当時、直前の期間と仕事内容に変化は無く、同額の給与を受けていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、平成16年3月の随時改定前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における平成16年3月の随時改定前の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、代表取締役とは連絡を取ることができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②について、申立人は、B社における標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額

を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録により確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和48年5月22日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、51年9月9日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年5月から同年8月までは5万6,000円、同年9月から49年8月までは7万2,000円、同年9月から50年8月までは8万6,000円、同年9月から51年7月までは10万4,000円、同年8月は11万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月22日から51年9月9日まで

私は、昭和48年5月22日にA社（現在は、B社）C工場に入社し、51年9月8日に退職するまでC工場に継続して勤務した。当該事業所における厚生年金基金加入員の記録はあるのに、厚生年金保険被保険者記録が無いことは納得できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が氏名を挙げた3人の元同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社C工場（当時）に勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持する厚生年金基金連合会（現在は、企業年金連合会）が発行した通知書「第2種退職年金給付の支給義務移転のおしらせ」及び企業年金連合会から提出された「中脱記録照会（回答）」により、申立人は、申立期間においてD厚生年金基金（当時）に加入していたことが確認できる。

さらに、申立人と同様に申立期間当時、当該事業所に勤務し、上記厚生年金基金に加入していた者が、基金加入員であった期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いとして、年金記録確認E地方第三者委員会（当時）に年金記録の訂正を求めた申立てにおいて、D厚生年金基金は、「A社では、厚生年金

基金に加入した昭和 47 年以降、資格取得、喪失届は裏カーボンのついた複写式の様式を使用しており、社会保険事務所用、厚生年金基金用、健康保険組合用となっていた。各工場では、その様式を使い、同一内容の書類を社会保険事務所、厚生年金基金双方に提出していた。」と回答している。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票のうち、申立期間の始期である昭和 48 年 5 月 22 日前後に厚生年金保険被保険者資格を取得した者に係る同原票を確認したところ、被保険者整理番号に申立人の記録である可能性が高い欠番が一つあり、このことについて、年金事務所は、「断定できないが、申立期間が 40 か月とした場合、毎年、算定基礎届の確認がなされることから、当時、欠番となった被保険者原票は存在しており、資格喪失後に不明となった可能性が考えられる。」と回答しており、申立期間当時、社会保険事務所における年金記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 48 年 5 月 22 日に厚生年金被保険者資格を取得し、51 年 9 月 9 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記「中脱記録照会（回答）」の記録から、昭和 48 年 5 月から同年 8 月までは 5 万 6,000 円、同年 9 月から 49 年 8 月までは 7 万 2,000 円、同年 9 月から 50 年 8 月までは 8 万 6,000 円、同年 9 月から 51 年 7 月まで 10 万 4,000 円、同年 8 月は 11 万 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成21年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年2月28日から同年3月1日まで

私は、A社に平成17年4月1日から21年2月28日まで勤務しており、給料支払明細書でも厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の資格喪失日は同年2月28日となっているので、同年3月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出されたA社の給料支払明細書から、申立人は同社に平成21年2月28日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書により確認できる保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られないが、事業主が資格喪失日を平成21年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれ

を同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から14年1月までの期間、同年6月から17年7月までの期間及び18年4月の付加保険料を含む国民年金保険料並びに同年5月から20年1月までの期間、同年4月、同年5月及び21年1月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年10月から14年1月まで
② 平成14年6月から17年7月まで
③ 平成18年4月
④ 平成18年5月から20年1月まで
⑤ 平成20年4月及び同年5月
⑥ 平成21年1月

私は、申立期間①から⑥まで付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間①及び②については未加入期間、申立期間③については未納期間とされていること、申立期間④から⑥までについては付加保険料が納付済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、このうち平成2年10月から8年12月までは、基礎年金番号制度導入前の期間であり、国民年金の加入手続を行った場合、国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、オンラインシステムにより、申立人の氏名について複数の読み方及び漢字表記により氏名検索を行い、併せて国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間②については、オンライン記録によれば、申立人が平成14年6月11日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後、国民年金の加入手続が行われていないとして、申立人に対し国民年金の加入手続を促

す勸奨状が16年2月24日及び18年8月25日に作成されているものの、その後、申立期間②に係る国民年金被保険者の資格取得及び資格喪失の記録は確認できない。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、平成14年2月4日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したときに付番された基礎年金番号により、18年4月1日に初めて国民年金被保険者の資格を取得したことが確認できる。

以上の状況から、申立期間①及び②において、申立人が国民年金の加入手続を行った事情はうかがえず、このほかに申立人の加入手続が行われた形跡は見当たらないことから、申立期間①及び②は国民年金に未加入の期間であり、制度上、付加保険料を含む国民年金保険料を納付することができない期間である。

- 2 申立期間③及び④については、オンライン記録によれば、申立人が平成18年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後及び申立人が20年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後、国民年金の加入手続が行われていないとして、申立人に対し国民年金の加入手続を促す勸奨状がそれぞれ18年12月26日及び20年6月25日に作成されており、その後、同年6月27日に国民年金被保険者の資格取得日を18年4月1日、資格喪失日を20年2月4日、次いで同資格取得日を同年4月1日とする処理が行われていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は同年6月頃に行われたものと推認される。

また、オンライン記録により、平成18年5月から20年1月までの期間、同年4月及び同年5月の付加保険料を含まない国民年金保険料（定額保険料）が、同年6月30日に納付されていることが確認できる。

以上の状況から、申立人の加入手続が行われたと推認される平成20年6月まで申立期間③及び④は国民年金に未加入の期間であったことがうかがえ、加入手続の時点において、申立期間③は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、付加保険料は納付の申出があった月以後の各月について、国民年金保険料の納付期限内に納付することとされていることから、加入手続の時点から遡って納付することはできず、制度上、申立期間③及び④の付加保険料を納付することはできない。

- 3 申立期間⑤については、オンライン記録によれば、前述のとおり、平成20年6月27日に国民年金被保険者の資格取得日を同年4月1日とする処理が行われているとともに、付加保険料の納付の申出日も同じく同年6月27日と記録されていることが確認できることから、この時点において、制度上、申立期間⑤の付加保険料は納付することができない上、これより前

の月までに申立期間⑤の付加保険料の納付の申出が行われた形跡も見当たらない。

4 申立期間⑥については、オンライン記録によれば、申立人が平成 21 年 1 月 21 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後、同年 2 月 18 日に国民年金被保険者の資格取得日を同年 1 月 21 日とする処理が行われているとともに、付加保険料の納付の申出日も同じく同年 2 月 18 日と記録されていることが確認できることから、この時点において、制度上、申立期間⑥の付加保険料は納付することはできない上、これより前の月までに申立期間⑥の付加保険料の納付の申出が行われた形跡も見当たらない。

5 上記 1 から 4 までの状況に加え、申立人は、国民年金の加入手続、付加保険料納付の申出の状況及び保険料納付の状況について具体的に記憶しておらず、申立人のほかに当該期間の保険料納付に関与した者はいないと述べているなど、申立人の加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

また、申立期間①のうち平成 9 年 1 月以降の期間及び申立期間②から⑥までについては、基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が図られた上、14 年 4 月以降は保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、委託業者による磁気テープに基づく納付書の作成、収納機関からの納付通知の電子的実施等、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されていることを踏まえると、記録漏れ又は記録誤り等が生じる可能性は低いものと考えられる。

さらに、申立期間は合計 6 回、199 月と長期間である上、申立期間①から③までの付加保険料を含む国民年金保険料及び申立期間④から⑥までの付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①から③までの付加保険料を含む国民年金保険料及び申立期間④から⑥までの付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

6 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から③までの付加保険料を含む国民年金保険料及び申立期間④から⑥までの付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月から52年2月までの期間及び55年10月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年5月から52年2月まで
② 昭和55年10月から56年3月まで

私は、A区役所で国民健康保険の加入手続を行ったとき、併せて国民年金の加入手続も行う必要があると言われたので、会社を退職する都度、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は納付書に書かれている納付期限内に銀行で毎回納付していた。年金手帳の「国民年金の記録」欄に保険料を納付した期間として申立期間①及び②が記載されたものと記憶しているのに、当該期間の保険料が未納と記録されていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を退職する都度、国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付書に書かれている納付期限内に納付していた。」と主張しているが、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の所持する年金手帳に記載された手帳発行日及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和56年5月頃に行われ、その際、厚生年金保険被保険者記録に基づき、遡って申立期間①の国民年金被保険者の資格取得及び資格喪失並びに申立期間②の国民年金被保険者の資格取得に係る手続が行われたものと推認されることから、加入手続が行われるまで、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間①及び②当時に保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人の加入手続が行われたと推認される昭和56年5月を基準にすると、申立期間①の国民年金保険料は時効により納付することができず、申立期間②の保険料は過年度納付が可能であったものの、申立人は「今まで国

民年金保険料を遡って納付したり、まとめて納付したりしたことはない。」と述べている。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月 1 日から 63 年 9 月 28 日まで
② 平成 2 年 10 月 26 日から 14 年 2 月 4 日まで
③ 平成 14 年 6 月 11 日から 17 年 8 月 1 日まで

私の年金記録には、昭和 58 年 4 月 1 日から平成 17 年 8 月 1 日までの期間のうち、厚生年金保険の被保険者記録が無い期間があるが、私は、その期間もいくつかの会社に勤めており、厚生年金保険に加入していたはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「厚生年金保険の被保険者記録が無い申立期間①、②及び③においても複数の事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張しているところ、申立期間①については、雇用保険の加入記録が確認できない。

また、申立期間②及び③の一部の期間については、5社の事業所で申立人の雇用保険の加入記録が確認できるところ、A社は雇用保険の加入記録等から調査したものの申立人が勤務していた事業所の所在を確認することができず、B社C営業所は、「申立人の給与からの厚生年金保険料の控除について当時の資料が無く不明。」と回答し、D社は、「雇用保険の加入期間において申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。資料の無い一部の期間は不明。」と回答し、E社は、「雇用保険の加入期間において申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答し、申立人の厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、申立期間②の一部に雇用保険の加入記録が確認できるF社は、同社における申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日が雇用保険の被保険者資格取得後となっているところ、当時は入社後3か月程度を試用期間としており、厚生年金保険については一定期間経過後に加入

させていた旨回答している。

さらに、申立人は、「申立期間①、②及び③当時は職場を転々としていて、勤務していた事業所の名称も場所も覚えていない。元同僚の氏名等についても記憶していない。」と述べており、申立人の具体的な勤務実態を把握することができない。

加えて、申立人は、「以前に氏名を変更しているため、変更前及び変更後の氏名で厚生年金保険に加入していた時期があった。」と述べていることから、オンラインシステムにおいて、変更前及び変更後の氏名による氏名検索を行ったが、申立人の基礎年金番号に収録された厚生年金保険の被保険者記録のほか、別の事業所における厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 3 月 13 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 62 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、A社に昭和 52 年 8 月 20 日に入社し、60 年 5 月 31 日に退職するまで継続して勤務し、また、B社に 62 年 8 月 1 日に入社し、同年 12 月 31 日に退職するまで継続して勤務したが、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。両社において給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「昭和 60 年 5 月 31 日までA社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていた。」と主張している。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 60 年 3 月 13 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①は適用事業所ではなかった期間であることが確認できる。

また、当該事業所の元事業主は、「当時の資料は残っておらず、申立人が申立期間①に継続して勤務していたか、申立人の申立てどおりの届出を行ったか、給与から保険料を控除していたかについて、分からない。」と回答している。

さらに、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和 60 年 3 月 13 日と記載されており、オンライン記録と一致している上、申立人の当該

事業所における資格喪失日が遡って訂正された形跡はうかがえない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、雇用保険の加入記録及びB社からの給与振込の記載がある申立人の預金通帳から、申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、当時の取締役及び社会保険関係手続を行っていたとする元経理担当者は、「当時、3か月の試用期間があり、入社後すぐに辞めてしまう者が多かったので、ある程度の期間様子を見て厚生年金保険に加入させていた。」と供述している。

また、当該事業所で申立人と同じ年（昭和62年）に厚生年金保険の被保険者資格を取得した元同僚について、雇用保険の資格取得時期を確認したところ、複数の元同僚が、厚生年金保険よりおおむね1か月から3か月早い日付で資格取得している。

さらに、当該事業所は、平成8年9月2日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の状況について元事業主に照会したものの回答が得られないため、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5264 (事案 3166 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月 31 日から 47 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 8 月 1 日に A 市にあった B 社に入社し、会社が C から D に移転した際、会社の命令で D に異動した。そのときに社名が B 社から E 社に変更されただけで、B 社と同様に厚生年金保険料が給与から控除されていた。前回の申立てでは記録の訂正が認められなかったが、申立期間当時、健康保険証も有り、源泉徴収票を C にある本社から D に送ってもらった記憶がある。社名変更前の B 社の厚生年金保険の被保険者記録があつて、それより働いた期間の長い E 社の被保険者記録が無いことは納得できない。新たな資料は無いが、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間において E 社に勤務していたことは推認できるものの、i) E 社は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないこと、ii) B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている 33 人のうち所在が確認できた 3 人は、いずれも E 社に勤務していたと供述しているが、その 3 人に当該事業所での厚生年金保険の被保険者記録は無いこと、iii) E 社の事業主は、昭和 43 年 11 月 19 日から 60 年 9 月 5 日まで国民健康保険に加入していたことが確認できること、iv) E 社の事業主は、既に死亡していることから当時の厚生年金保険の加入状況について確認することができない上、申立人が氏名を挙げた元同僚及び経理担当者は、いずれも所在が不明であり、死亡した事業主の妻も「会社のことは関与していなかったので詳しいことは分からない。」と供述しており、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができないことなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第

三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 23 年 2 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てについて、申立人は、「新たな情報等はないが、社名が E 社に変更されただけで、申立期間当時、健康保険証も有った。」と主張しているところ、B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において、B 社が E 社に名称変更された記録は無い上、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和 42 年 5 月 31 日、健康保険証の返納日は同年 6 月 7 日と記録されていることが確認できる。

このほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。